

○厚生労働省告示第三百十号

薬事法（昭和三十五年法律第四百十五号）第四十三条第一項、薬事法施行令（昭和三十六年政令第十一号）第五十八条及び第六十条並びに薬事法施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）第百九十九条第一項の規定に基づき、薬事法第四十三条第一項の規定に基づき検定を要するものとして厚生労働大臣の指定する医薬品等（昭和三十八年厚生省告示第二百七十九号）の一部を次のように改正する。

平成二十五年九月二十七日

厚生労働大臣 田村 憲久

1の生物学的製剤の表pH 4処理酸性人免疫グロブリンの項の次に次のように加える。

pH 4処理酸性人免疫グロブリン（皮下注射）	417,200円	内容量が5 mL、10mL又は20mLであるとき。 3本
------------------------	----------	---------------------------------

2の生物学的製剤の項pH 4処理酸性人免疫グロブリンの目の次に次の一目を加える。

pH 4処理酸性人免疫グロブリン（皮下注射）

生物学的製剤基準のpH 4処理酸性人免疫グロブリン（皮下注射）の条の3.3、3.7及び3.8に規定する試験法によるものとする。